

部活動運営基本方針

スポーツ庁は、平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、また同年 12 月には文化庁が、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を発表しました。さらに、東京都は令和元年 7 月に「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」を発表しました。

本校では、これらのガイドラインの趣旨及び清瀬市の活動指針を踏まえ、先生方の献身的な御理解と御協力を得て部活動を運営していきます。

1 意義

中学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある生徒の自主的・自発的参加により行われる活動であり、体力や技能の向上を図るとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感、責任感、連帯感などを高めたりするなど、その教育的効果が高いことが指摘されています。

2 運営

(1) 部活動の成立

- 校長があらゆる観点から持続可能と判断した場合に部活動が設置され、その上で、次の①～⑥が認められた場合に成立します。
 - ① 部活動担当を引き受ける教員（人材）がいる。
 - ② 生徒本人が自主的・自発的な参加及び活動を希望している。
 - ③ 保護者（家庭）の理解と同意及び支援・援助がある。
 - ④ 部活動担当が部活動のルール等を示す。特に、活動目的、内容、必要費用、担当と家庭の役割、自転車使用時のルール順守の奨励等安心安全に関する事項を明確に伝える。
 - ⑤ 生徒・保護者が部活動のルール等を順守する。
 - ⑥ 部活動担当が生徒の入部を承認する。

(2) 部活動担当

- 全教員が部活動担当となることを原則としています。

(3) 指導体制

- 部活動担当教員や部活動指導員等（※ 1）が対応することを基本とし、担当ではない教員が対応する場合があります。
- 担当者の役割と責任は、生徒が自主的・自発的に活動する上で必要となる場の安心安全な環境整備、可能な範囲での支援・助言及び練習や試合のマネジメントや引率を行うことが主なものです。技術及び生徒・生活指導は必須ではありません。

※ 1：教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、学校教育法施行規則第 78 条の 2 の規定に基づき設置され、部活動の担当として部活動に係る業務全般を行うことができる人材及び課外部活動指導員のこと。

(4) 活動

- スポーツ庁及び東京都のガイドライン、清瀬市の活動指針を踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な取組を行います。
- 生徒の自主的・自発的な参加により、生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動に親しむことのできる資質・能力を養い、バランスのとれた心身の成長を目指す活動を行います。